

## 第2節 清滝街道について

### 1. 清滝街道に関する資料

河内国と大和国を結ぶ東西の道は、竹ノ内街道・暗街道・古堤街道などがあり、清滝街道は最も北を通るルートである。

以下、これまでの研究で明らかになっている文献や絵図・道標に示されている清滝街道に関する資料のうち確認できたものをまとめる。

1. 正保年間（1644～1647年）の『河内国絵図』には、「中垣内清瀧街道」として大坂京橋を起点として深野池の南端で中垣内街道（古堤街道）と分岐し、寝屋川市堀溝から東へ向って東高野街道と交差し清瀧峠を越えているルートが示されている。
2. 寛文12年（1672年）『河内国大絵図』には大坂京橋を起点として、清瀧越のところに「清瀧越河内国堺より大和高山村マデ拾八丁卅間（後略）」と記載されている。
3. 延宝3年（1675年）四條畷市蔀屋本町の道標には『これより東清瀧やはたみちすじ』『延宝三乙卯年七月五日』と記載されている。
4. 元禄2年（1689年）貝原益軒の『南遊紀行』で「西田原より西の山を越えて、飯盛山の下に出、是を大坂越と云。山路十八町行て、清滝嶺の茶屋一字あり、是大坂越の嶺なり、此の嶺高からざる故に、路けわしからず、此嶺を下り尽して城村に至る。是飯盛山の北の麓なり。」と記載されている。
5. 享保14年（1729年）『日本輿地通志畿内 卷第三十五 河内国之九』には、「清瀧嶺 在甲可南村東 経路巨石雙時相對如門」と記載されている。
4. 天保15年（1844年）『上田原村明細帳』には「大和街道清瀧峠越え」と記載されている。
5. 明治15年『甲可村誌』には、「奈良街道（又ハ清瀧街道ト云フ）里道二等ニ属ス 東ハ下田原村ヨリ、西ハ清瀧村ニ至ル 長六町四拾六間幅八尺」と記載されている。
6. 明治15年『大阪府河内国讃良郡蔀屋村誌』には「里道 村ノ中央ヲ通ス。東方中野村界ヨリ来リ、西方堀溝村界ニ至ル、長サ五町四拾貳間、幅八尺、土人之ヲ清瀧街道（一二大和街道）ト云フ。」と記載されている。
7. 明治15年『大阪府河内国讃良郡南野村誌』には「里道 二条アリ。一ハ西方高野街道ヨリ、北方清瀧村ニ達ス。長拾町、幅八尺、土俗之ヲ山和街道ト云フ。」と記載されている。
8. 明治15年『大阪府河内国讃良郡清瀧村誌』には「清瀧街道、里道二等ニ属ス。東ハ中野村逢阪郷ヨリ、西ハ中野村ニ至ル。長二拾一町四拾九間、幅八尺。」と記載されている。
9. 明治15年『大阪府河内国讃良郡中野村逢阪郷誌』には「奈良街道（一二清瀧街道ト云フ）、里道二等ニ属ス。東ハ下田原村ヨリ、西ハ清瀧村ニ至ル。長六町四拾六間、幅八尺。」と記載されている。
10. 『大阪府誌 第五卷』には、清瀧峠について「清瀧の東同名の山頂にして謂はゆる清瀧街道なり、巨石多くして経路を夾み雙び峙ちて相對し宛然門を為せり。斯の門を過ぐれば一縷逶迤として直ちに大和に入る。」と記載されている。
11. 『大阪府誌 第四編』には、清瀧街道について「北河内郡甲可村大字南野に於ける東高野街道より起こり、田原村大字下田原和河国界に於いて同郡磐船村より来る磐舟街道を併はせ、奈良県生駒郡龍田町に入りて以って、奈良街道に合せり。専河内東北部と大和西北部との間の交通に便せるものにして本管内延長一里貳拾七町拾貳間路幅一間五分なり。地勢は全部山地により成り、亭々たる老杉路面を掩ひ、東進するに随ひ阪路次第に急峻なり。」と記載されている。

### 2. 清滝街道の名称について

名称については、上記の資料からも固定したものではなかったことがわかる。それについて山口博氏は、「江戸期の一般的名称は大和街道逢坂越え又は大和街道清滝峠越え」であり「明治15年に中野村上郷の名称を清滝村に改称したことから清滝街道と呼称するようになったと考える」としている。

明治15年の各村の村誌をみても、この頃に清滝街道の名称が定着したのではないと思われる。ちなみに、『奈良街道 歴史の道調査報告書 第4集』（大阪府教育委員会編1989）によると、門真市から守口市にかけては地域において、江戸時代から明治時代初期まで「奈良街道・大和街道」と呼称されていたという。「守口街道」という名称は、明治35年から大阪府が「守口街道」の道標を建ててからのことである。

当時は、現代の国道163号のように起点から終点まで固定した名称のものは少なく、例えば明治時代であっても清滝街道と同一ルートの道を守口では守口街道と呼ばれていたように、行き先がどこであるかということを示すことも含めて、村の中を通っている道にはその地域の名称を使い、そこを過ぎれば同じルート的一本道であってもその土地の呼称が付けられたのが一般的ではないかと考える。

### 3. 清滝街道のルートについて

寛文12年の『河内国大絵図』には大坂京橋を起点として、清瀧越のところに「清瀧越 河内国堺より大和高山村マデ拾八丁卅間（後略）」とあり、『大阪府誌 第四編』によると、「北河内郡甲可村大字南野に於ける東高野街道より起り、田原村大字下田原和河国界に於いて同郡磐船村より来る磐舟街道を併はせ、奈良県生駒郡龍田町に入りて以って、奈良街道に合せり。」とある。東高野街道より西側は守口街道であった。

つまり奈良県側の終着点については時代により変化があるが、大坂の京橋から発し、多少のルートの変化はあるにしても門真市・守口市を通して、四條畷市内に入り、清瀧峠を越えて府県境まで通じていたことは間違いがないと考える。

### 4. 清滝街道の前身について

足利健亮氏は『行基年譜』の「天平十三年記」の中にある「直道一所 在自高瀬生馬大山登道 己上河内国茨田郡、摂津国云云」の『直道』を清滝街道としている。つまり、奈良時代前半に行基が新たに建設した道が後の清滝街道であり、『行基道』と呼称される所以であろうか。名称は別として清滝街道のルート付近には、白鳳時代の正法寺跡や平安時代の小松寺跡、中世の街道沿いの集落・寺跡である上清滝遺跡、同じく峠の集落である逢阪遺跡、戦国時代に三好長慶が城主であった飯盛城、同じくキリシタンの田原礼幡が城主であった田原城などが点在しており、古代から道を築くような重要なルートであったと考える。

### 5. 清滝街道の様子について

上記の資料から「西部のなだらかな道から山間地に通じ急峻な道筋となり、峠付近は巨石に挟まれたような所」であったことがわかる。道幅については、明治15年の各村誌によると村の中を通っていた道が8尺つまり約2.4mであったことがわかる。『大阪府誌 第四編』には「路幅一間五分なり。」と記載されている。これはおそらく1.5間のことで約2.7mである。

以上、清滝街道について簡単にまとめた。

### 6. 平成22年の調査で判明した街道

これまで清滝街道に関しては、大阪府教育委員会が発行した『奈良街道 歴史の道調査報告書 第4集』（大阪府教育委員会編1989）に取り上げられているのみであったが、平成22年にこれまで街道のルートが不明であった箇所での清滝街道の遺構を発掘調査した（村上・實盛2011）。

その際に調査した街道は、全長約240mで東西の高低差は約17mであったが、道幅に関しては、それぞれの地区で異なっていた。その大きな原因のひとつは、調査地区の北側に広がっていた耕作地の開墾に伴うものである。耕作地がいつ頃開墾されたかは不明であるが、明治21年測定の地図をみるとすでに現在と同じ地形となっていることから、この頃にはすでに開墾されていたと考えられる。この開墾により街道の北側が大きく削られたことは断面の観察からも判明している。他の原因は、側溝の再掘削にあると考える。当初（時期は不明）付近の溜池から耕作地への給水は、土管を設けた取水

口から行っていたが、後に街道の側溝を利用して別の取水口から給水するようになった。その際に側溝の幅を大きくしたことが道路の幅員を狭めた原因であると考えられる。ただし、道路の端から側溝の端までを計測すると、そのほとんどが2.5m～3mであった。佐久間貴士氏の「道の幅員を示す場合は、側溝の幅も含めて計測する。」とのご教示からすると、前記したそれぞれの村誌に記載のあった「幅八尺」に合致する。これらの結果により、1. 南側の山裾を削平し道路面を成形している。2. 明治時代の「清瀧村誌」や「中野村誌」によると清瀧街道が「幅八尺」と記されており、検出した道の幅も約八尺（約2.4m）である。3. 四條畷市域の西端から清瀧峠に至るまでの清瀧街道からほぼ直線的に山裾伝いに続く位置に当たる。といった結果から、この遺構が本来の清瀧街道であると判断できた。

## 7. 今回検出した街道について

今回の発掘調査で検出した清瀧街道が機能していた時期についてであるが、遺構面までの覆土が浅いことと街道という遺構の性格上、表土内の遺物に関しても重要であると考えたため、人力で掘下げ作業を行った結果、それぞれの遺構から中世から近世を中心とした時期の遺物が出土した。街道に関連する出土遺物は、近世のものが大半を占めており、街道面直上から出土した遺物は、時代の異なったものが混在している。このことは街道という遺構の性格を考えると、現在でも同様であるが道路はその管理のために絶えず保守整備が必要であるということが挙げられる。特に現在と違って地道であり且つ山間部の山裾に存在していたことから、風雨による道路面の崩壊に対する修復や斜面からの土砂の撤去は頻繁に行われていたものと推察する。また、これは道路に面した側溝の場合も同じことで、溝さらいを頻繁に行いその土で道路の補修を行っていたことも考えられる。これらの行為の結果、集落跡の発掘調査時のように時代ごとに遺物が出土するといった状況ではなかったと考える。

銅銭や瓦・陶磁器が出土したことについては、平安時代から近世以降に存在した街道沿いの集落や寺院、また街道脇の地蔵への供え物に使用した可能性を挙げておきたい。

以上、今回検出した街道についても、幾度となく保守整備が繰り返されていたことが判明した。またそのルートは基本的には清瀧川沿いであるが、時代を経るにしたがって、わずかに変更されていることが判明した。それらの要因としては山間部の南側斜面地からの土砂災害による再整備によるものや耕作地の開墾によるものが考えられる。そのような状況から道幅についても完全に残存している場所は確認できなかった。

しかし、今回確認できた中世以降の街道については、保守整備を重ねて存続し続けたことを考えると、近代以降に様々な社会的要請から、幅員の拡張などの工事を重ねて旧街道とほぼ同じルートを通じている国道163号として現在も機能しているように、過去からこの街道が河内と大和を結ぶ重要な道筋であったことがわかる。

（村上）